

3 交通安全対策に係る助成

(1) トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査助成

1) 対象者

- ① （一社）東京都トラック協会会員（会費未納がないこと。）
- ② 都内の営業所に勤務している運転者等が検査を受け、令和3年12月24日までに助成金の申込みをし、令和4年2月14日までに助成金の請求が完了するもの。

2) 申込受付期間

令和3年4月12日から令和3年12月24日まで（F A X ・ 郵送可）。

3) 指定検査機関（令和3年4月現在）

- ① N P O 法人 睡眠健康研究所
（東京都世田谷区羽根木1-25-16 ☎03-5355-9941）
- ② N P O 法人 ヘルス케어ネットワーク（O C H I S）
（東京都千代田区神田小川町1-3-1 ☎03-3295-1271）
- ③ （一財）運輸・交通S A S 対策支援センター
（東京都新宿区四谷3-2-5 ☎03-3359-9010）

4) 助成対象検査

睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査のうち健康保険適用外である、
・ 第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析・判定）
・ 第2次検査（パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査）
（検査機器は貸出となりますので、検査機関に出向く必要はありません。）
が対象になります。

5) 助成人数

2,500名（定員になり次第締め切り）

6) 助成金額

1事業者あたり30名まで、1人4,000円を助成（全ト協2,500円、東ト協1,500円）。
再検査費用は、1人500円を助成（東ト協500円）。

【 問い合わせ先 】

（一社）東京都トラック協会 業務部交通環境グループ

☎03-3359-6257

(2) 安全装置等導入促進助成

1) 交付要領

「令和3年度 安全装置等導入促進助成事業取り次ぎ実施要領」(令和3年5月14日)

2) 補助対象車両

東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること。ただし、東ト協定款に定める普通会員及び副会員にあつては、上記を満たさない装置装着対象車についても、使用の本拠が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

3) 補助予定台数

614台(東ト協補助分)

1会員事業者につき30台分まで(合計額最大60万円まで)とする。また、東ト協定款に定める普通会員及び副会員にあつては、上記台数または、会員名簿に登録された車両台数に装着できる装置台数のいずれか少ない台数までとする。

但し、東ト協分の交付限度総数に達した時点で受付終了とする。

4) 助成対象装置及び助成金額

助成対象の装置は、次に掲げる通りとし、全ト協が認めた装置とする。また、各装置の助成額、及び申請台数に係る取り扱いは、下記の(ア)～(エ)に記載の通りとする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。また、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。

(ア) 後方視野確認支援装置」(バックアイカメラ)

- ① 後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の1/2(上限2万円)を助成する。この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置1台」として取り扱う。
- ② 「後方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)」が既に取り付けられている車両について、カメラ、またはモニターの故障等により、いずれかを改めて導入(買い換え)した場合、導入装置単体(後方カメラ、またはモニター)の取得価格の1/2(上限2万円)を助成する。この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置1台」として取り扱う。
- ③ 「側方視野確認支援装置」が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラをたに導入する場合、後方カメラ単体の取得価格の1/2(上限2万円)を助成する。なお、後方視野確認のためのモニターを同時に導入する場合であっても、当該支援装置(後方カメラ及びモニター)の取得価格総額の1/2(上限2万円)を助成する。この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置1台」として取り扱う。
- ④ 新たに「後方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)」及び「側方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)」を同時に導入する場合は、当該二つの支援装置の取得価格総額の1/2(上限4万円)を助成する。この場合、後方カメラ、及び左側方カメラを1台のモニターで兼用する場合であっても、当該支援装置(後方カメラ+モニター+左側方カメラ)の取得価格総額の1/2(上限4万円)を助成する。この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置1台+側方視野確認支援装置1台=合計2台」として取り扱う。
- ⑤ カメラ及びモニター)」及び「側方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)」の

一体型の装置を導入する場合は、当該支援装置の取得価格総額の1/2（上限4万円）を助成する。この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置1台＋側方視野確認支援装置1台＝合計2台」として取り扱う。

(イ)「側方視野確認支援装置」(サイドビューカメラ)

- ① 車両総重量7.5 t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り補助対象とする。
- ② 新たに側方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の1/2（上限2万円）を助成する。この場合、申請台数は「側方視野確認支援装置1台」として取り扱う。
- ③ 「側方視野確認支援装置」が既に取り付けられている車両について、カメラ、またはモニターの故障等により、いずれかを改めて導入（買い換え）した場合、導入装置単体（左側方カメラ、またはモニター）の取得価格の1/2（上限2万円）を助成する。この場合、申請台数は「側方視野確認支援装置1台」として取り扱う。
- ④ 「後方視野確認支援装置」が既に取り付けられている車両に、新たに側方視野確認のためのカメラを導入する場合、左側方カメラ単体の取得価格の1/2（上限2万円）を助成する。この場合に、側方視野確認のためのモニターを同時に導入する場合であっても、当該支援装置（左側方カメラ及びモニター）の取得価格総額の1/2（上限2万円）を助成する。この場合、申請台数は「側方視野確認支援装置1台」として取り扱う。
- ⑤ 新たに「側方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）」及び「後方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）」を同時に導入する場合の助成額、及び申請台数の取り扱いは、上記4)。(ア)④と同様とする。
- ⑥ 新たに「側方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）」及び「後方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）」の一体型の装置を導入する場合の助成額、及び申請台数の取り扱いは、上記4)。(ア)⑤と同様とする。

(ウ)「呼気吹込み式アルコールインターロック装置」

- ① 国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

(エ)「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」

- ① 安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入した場合に限り助成対象とする。
- ② 「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」は、車両に装着する装置ではないが、事業用トラック1台につき1台を上限に助成対象とする。

※型式等は東ト協ホームページ等でお知らせします。

5) 助成対象期間

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月25日までに対象装置の導入（装着）、及び支払い関係が終了し、当該装置に係る助成金交付申請を行っていること。
- (2) 令和4年3月26日から令和4年3月31日の間に導入（装着）する場合には、助成金交付請求の対象外とする。

6) 申請受付期間

令和3年5月14日から令和4年3月25日まで。

7) 申請方法・申請書類等

- (1) 下記の申請様式①から⑤に、添付書類⑥から⑨を添えて、東ト協会長宛に提出すること。

※各様式は東ト協ホームページを参照

なお、各申請様式、及び添付資料について、写しでの提出可否の記述がない資料は、作成原本を提出すること。

(ア) 申請様式

- ①「安全装置等導入促進助成金 交付請求書」(様式1)

- ②「安全装置等導入内訳書」(様式2)

- ③「安全装置等装着証明書」(様式3)

※様式3に記載された項目の情報が不足無く含まれている場合に限り、メーカー、または販売会社等から申請事業者に対して独自に発行された「装置装着証明書(写しを含む)」を、様式3の代替として提出可とする。

※「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」の場合は、様式3に代えて納品書の写しを提出すること。

- ④「誓約書」(様式4)

本助成事業の申請をする場合は、国の安全装置の補助事業を受けていないことが条件となるため、国の補助事業を受けていない(受けない)ことを確認するため、提出が必要となる。

- ⑤「確認書」(様式7)

上記2)に定める、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都以外の場合、当該車両の使用の本拠に位置する道府県トラック協会に加入していないことを確認するため必要となる。

(※東京都を使用の本拠としない車両。)

(イ) 添付書類

- ⑥ 対象装置を装着した車両の「自動車検査証の写し」

※「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」は車両に設置する機器ではないが、助成上限、使用場所等の確認のため、主に装置を使用する車両の自動車検査証の写しを提出する。

- ⑦ 購入の場合には、対象装置購入の「領収書の写し」または「割賦販売契約書の写し」(車両代金を分割払いにする場合、装置代金部分の支払いが終了していることが必要であるため、「装置のみの領収書の写し」、または「装置取得価格分の支払いが終了している事が分かる書類の写し」を別途添付すること)。リースの場合には、「リース契約書の写し」(自動車登録番号または車台番号が記載されたもの)。

- ⑧ 取付工賃及び消費税を除いた対象装置の実費価格がわかる「見積書」、または「請求内訳書」などの写しを添付する。

- ⑨ 「後方視野確認支援装置」及び「側方視野確認支援装置」の取り付け状況が分かる写真(の写し)

「後方視野確認支援装置」、及び「側方視野確認支援装置」を装着申請する場合は、上記装置を設置した状況が確認できる写真(の写し)を添付すること。

- ⑩ Gマーク認定事業所認定書の写し

「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」

を申請する場合のみに添付すること。

- (2) 東ト協は、会員事業者から上記7). (1) の申請があった場合には、全ト協交付要綱に基づいて、全ト協に対して助成金請求を行う。
 - (3) 東ト協は、全ト協から助成金の交付を受けた後、交付請求を行った会員事業者の銀行口座に振り込むものとする。
- 8) 助成金を受けた装置の処分・取扱い
- (1) 助成金の交付を受けた会員事業者は、当該装置を装着した日から1年を経過するまでの期間は、「処分」(譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保)をしてはならない。但し、あらかじめ、「装置等処分承認願」(様式5)を東ト協会長宛に提出し、承認を得た場合はこの限りでない。
 - (2) 会員事業者から上記 様式5 の提出があり、相当の処分理由が認められた場合には、東ト協は当該提出事業者へ「装置等処分承認通知書」(様式6)を発行し、同承認を全ト協へ報告する。
- 9) 申請様式等
- (1) 安全装置等導入促進助成金 交付請求書 (様式1)
 - (2) 安全装置等導入内訳書 (様式2)
 - (3) 安全装置等装着証明書 (様式3)
 - (4) 誓約書 (様式4)
 - (5) 装置等処分承認願 (様式5)
 - (6) 装置等処分承認通知書 (様式6)
 - (7) 確認書 (様式7)
- 10) 助成の実施機関
- (公社) 全日本トラック協会

【 問合せ先 】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通環境グループ

☎ 03-3359-3618

(3) 女性ドライバー免許取得助成

1) 交付要綱

「令和3年度 女性ドライバー免許取得助成事業実施要綱」(令和3年4月1日付東ト協業交発第10号)

2) 助成対象者

東ト協会の都内事業所に在籍、営業用トラックの運転に従事する女性ドライバー

※中小企業者に限定(下記のいずれかに該当すること)

(1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること

(2) 常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人

3) 助成対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日

※上記期間中の助成金申請書を提出したもの。

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

4) 助成額

免許取得に応じて、下記の金額を上限として、取得価格の3分2を助成(1社2名まで)

(1) 大型免許 267,000円

(2) 中型免許(限定解除を含む) 180,000円

(3) 準中型免許(限定解除を含む) 267,000円。

【問合せ先】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通環境グループ

☎03-3359-6257

(4) 男性ドライバー免許取得助成

1) 交付要綱

「令和3年度 男性ドライバー免許取得助成事業実施要綱」(令和3年4月1日付東ト協業交発第12号)

2) 助成対象者

東ト協会員事業者に在籍し、営業用トラックの運転に従事する男性ドライバー

※中小企業者に限定(下記のいずれかに該当すること)

(1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること

(2) 常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人

3) 助成対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日

※上記期間中に免許を取得し、助成金申請書を提出したもの

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

4) 助成額

取得免許に応じて、下記の金額を上限として助成する

(1) 大型免許・中型免許・準中型免許の新規取得……………50,000円

(2) 中型免許・準中型免許の限定解除審査……………30,000円

【問合せ先】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通環境グループ

☎03-3359-6257

(5) 脳 MRI 検診助成

1) 助成対象者

東ト協会員事業者に在籍し、営業用トラックの運転に従事するドライバー

※東京都内の事業所に限定

※令和3年4月1日現在で、年齢45歳以上であること

※中小企業者に限定（下記のいずれかに該当すること）

(1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること

(2) 常時使用する従業員の数300人以下の会社及び個人

2) 申請受付期間

令和3年6月1日から令和4年2月28日

3) 助成対象期間

令和3年2月27日から令和4年1月末日

※上記期間中に助成金申込書、助成金交付申請書を提出したものが対象

※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で締切り

4) 助成額

助成額は、1名につき10,000円とし、会員1事業者あたり5名を上限とする
(ただし、会費納入車両数まで)

【 問合せ先 】

(一社) 東京都トラック協会 業務部交通環境グループ

☎03-3359-3618